目 次

※福井県議会委員会条例の一部を改正する条例(二十九・議会局)……………三二 ※福井県の部制に関する条例の一部を改正する条例(二十八・人事課)……………二

2

この条例は、令和五年五月二十二日から施行することとした。

1

条

(※は県例規集登載事項)

外第 64 号 年 和 5 曜 日 発 行

人事課)

令 5月15日(月) 火

3 2 1 ◇福井県の部制に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十八号 を行うこととした。 ルギー環境部を設置することとした。(第二条、第四条、第五条および第七条関係) この条例は、令和五年五月二十二日から施行することとした。 地域戦略部および安全環境部を廃止し、新たに未来創造部、防災安全部およびエネ 福井県の部制に関する条例の一部改正に伴い、関係条例について所要の規定の整備 本号で公布する条例のあらまし

◇福井県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第二十九号

所要の規定の整備を行うこととした。 福井県の部制に関する条例(昭和二十八年福井県条例第一号)の一部改正に伴い、 (第二条関係

2 福井県条例第二十八号 第二条 第五条 第四条 第三条 総務部においては、 福井県の部制に関する条例 福井県の部制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。 四三二 六 五 九八七六五 兀 令和五年五月十五日 <u>〈</u> 匹 (部の分掌事務) (部の設置) 福井県の部制に関する条例の一部を改正する条例 地方分権および市町行政 防災安全部 未来創造部 エネルギー環境部 (略) (略) (略) (略) (略) (略) 略) (略) 略) (略) 知事の権限に属する事務を分掌させるため、 略) 防災安全部においては、 未来創造部においては、 (略) 福井県知事 杉本 次の事務をつかさどる。 (昭和二十八年福井県条例第一号) 達治 次の事務をつかさどる。 次の事務をつかさどる。 般に関する事項 改正後 福井県に次の部を置く。 の一部を次のように改正する。 第二条 第四条 第三条 総務部においては、 五四三 川七六五 五. 兀 三 一 〈 匹 (部の設置) (部の分掌事務) 地域戦略部 安全環境部 地方分権および市町行政一般に関する事項 (略) (略) (略) 知事の権限に属する事務を分掌させるため、 例 (略) (略) (略) (略) 略) 略 (略) 地域戦略部においては、 略) (略) 次の事務をつかさどる。 次の事務をつかさどる。 改正 一前 福井県に次の部を置く。

3 2 第十条 第六条 第九条 第八条 審議会の庶務は、 第十二条 第八条 第七条 第十一条 (施行期日) (福井県環境審議会条例の一部改正) 福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 、福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正) この条例は、 (その他) 別表第一号から別表第三号までの表を次のように改める。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。 福井県環境審議会条例(平成六年福井県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。 (庶務) 附 環境保全に関する事項 県民の安全に関する事項 2 エネルギーに関する事項 原子力安全対策に関する事項 消防および防災に関する事項 1 総務部関係 地方自治法 エネルギー環境部においては、 則 (略) (略) (略) (略) 法第九条の五第二項の規定による告示に関する事務 法第九条の五第一項の規定による新たに生じた土地の確認の届出の受理に関する事務 (略) (略) 令和五年五月二十二日から施行する。 (以下この項中 エネルギー環境部において行う。 法 改正後 次の事務をつかさどる。 という。)に基づく、 (平成十一年福井県条例第四十四号) 事務 次に掲げる事務 第十条 第六条 第九条 第八条 第七条 第五条 第八条 第十一条 (その他) (庶務) 県民の安全に関する事項 消防および防災に関する事項 原子力安全対策に関する事項 環境保全に関する事項 審議会の庶務は、 安全環境部においては、次の事務をつかさどる。 (略) 略略 (略) (略) (略) の一部を次のように改正する。 安全環境部において行う。 改正前 各市町 市町

防災安全部関係

	`	
昭和二十五年法律第百四十九号。以下この項中「法」という。) および法の施行のための規則に基づく 各市	げる事	火薬類取締法
五年法律第百四十九号。以下この項中「法」という。)および法の施行のための規則に基づく │ 各市	伤	(昭和1
□		1 1.
この項中「法」という。)および法の施行のための規則に基づく 各市		十九号。
「法」という。) および法の施行のための規則に基づく 各市		
「法」という。) および法の施行のための規則に基づく 各市		の項中
のための規則に基づく 各市		
のための規則に基づく 各市		という。
市		のための規則
		市

事務

- または譲受の許可に関する事務 法第十七条第一項の規定による火薬類(空包に限る。次号から第七号までおよび第二十一号において同じ。 0) 譲渡
- 法第十七条第三項の規定による火薬類の譲渡または譲受の許可の 取消しに関する事務
- 法第十七条第四項の規定による火薬類の譲渡許可証等の交付に関する事務
- 4 法第十七条第六項の規定による火薬類の譲渡許可証等の有効期間の決定に関する事務
- 5 法第十七条第七項の規定による火薬類の譲渡許可証等の書換えに関する事務
- 法第十七条第八項の規定による火薬類の譲渡許可証等の再交付に関する事務
- 法第十七条第九項の規定による返納に係る火薬類の譲渡許可証等の受理に関する事務
- において同じ。)の消費の許可に関する事務 法第二十五条第一項の規定による火薬類(空包および煙火に限る。次号から第十四号まで、第十九号および第二十号
- 法第二十五条第三項の規定による火薬類の消費の許可の取消しに関する事務
- 10 な場所に限る。次号から第十四号までおよび第十九号において同じ。)の立入検査および質問に関する事務 法第四十三条第一項の規定による火薬類の消費場所および消費者の保管場所 (知事が指示する安全な場所以
- 11 にある火薬類に係るものに限る。)に関する事務 法第四十五条第二号の規定による火薬類の貯蔵または消費の一時禁止および制限 (消費場所および消費者の保管場所
- 12 る火薬類に係るものに限る。)に関する事務 法第四十五条第三号の規定による火薬類の所在場所の変更および廃棄の命令 (消費場所および消費者の保管場所にあ
- 13 類に係るものに限る。)に関する事務 法第四十六条第二項の規定による火薬類に係る災害発生の報告の徴収 (消費場所および消費者の保管場所にある火薬
- 14 のに限る。)に関する事務 法第四十七条の規定による火薬類に係る災害発生時の指示 (消費場所および消費者の保管場所にある火薬類に係るも
- 15 法第四十八条第一項の規定による火薬類の許可の条件の付加 (第一号および第八号に係るものに限る。) に関する事
- 16 法第五十二条第一項の規定による県公安委員会の意見の聴取 (第一号および第八号に係るものに限る。 に関する事
- 一号に係るものに限る。)に関する事務 法第五十二条第二項の規定による県公安委員会等への通報 (第一号、 第二号、 第八号、 第九号、
- に係るものに限る。)に関する事務 法第五十二条第四項の規定による県公安委員会等からの措置要請の受理 (第二号、 第九号、第十一号および第十二号
- に関する事務 法第五十二条第五項の規定による通報の受理 (消費場所および消費者の保管場所にある火薬類に係るものに限る。
- 表十一の項の規定による火薬類の消費の許可申請書の記載事項の変更の届出の受理に関する事務 火薬類取締法施行規則 (昭和二十五年通商産業省令第八十八号。以下この項中「省令」という。) 第八十一条の十四

市

坂井市、

南越

おおい町お

21

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

省令第八十一条の十四の表十五の項の規定による火薬類の所有権の取得の届出の受理に関する事務

(昭和四十二年法律第百四十九号。

以下この項中

「法」とい

各市

池田町

美浜 南)に基づく、次に掲げる事務

事務 本語の条第三項において準用する法第三条第三項の規定による公害防止管理者の代理者選任等の届出の受理に関すると、次に掲げる事務(法第二条第五号に規定する一般粉じん発生施設(以下この項中「一般粉じん発生施設」という。 でいる、次に掲げる事務(法第二条第五号に規定する一般粉じん発生施設(以下この項中「一般粉じん発生施設」という。 でいる、次に掲げる事務(法第二条第五号に規定する一般粉じん発生施設(以下この項中「一般粉じん発生施設」という。 とのみが設置されている工場または一般粉じん発生施設と同条第三号に規定する騒音発生施設もしくは同条第六号に規定がある振動発生施設が併設されている工場に関するものに限る。) という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。	各号に係るものに限る。)に関する事務市町長の意見の聴取に関する事務市町長の意見の聴取に関する事務準の設定に関する事務に関する事務の設定に関する事務の項中「法」という。)に基づく、次に掲げる事務の項中「法」という。)に基づく、次に掲げる事務	(昭和四十三年厚生省・建設省告示第一号)別表第一号の規 (前各号に係るものに限る。)に関する事務 による公示に関する事務 による公示に関する事務 の指定に関する事務 の指定に関する事務	10 法第二十八条第二項の規定による協力の要求および意見の陳述(前各号に係るものに限る。)に関する事務 6 法第十八条の十三第二項において準用する法第十一条の規定による地位の承継の届出の受理(第一号および第三号の届出をした者に係るものに限る。)に関する事務 三号の届出をした者に係るものに限る。)に関する事務 三号の届出をした者に係るものに限る。)に関する事務 三号の届出をした者に係るものに限る。)に関する事務 三号の届出をした者に係るものに限る。)に関する事務 ※第二十七条第二項の規定による協議(一般粉じん発生施設に係るものに限る。)に関する事務 ※第二十七条第二項の規定による協議(一般粉じん発生施設にないての人でに次号、第九号および第十号に係るものに限る。)に関する事務 ※注第十八条の円の規定による協議(一般粉じん発生施設にないての基準適合命令等に関する事務
よび若狭町、おおい町お、高浜町、池田町、美浜町平寺町、池田町、南越平寺町、水おい町おりが、	町および若狭町、おおい浜町、高浜町、越前町、美	町および若狭町、おおい浜町、高浜町、越前町、美	

第二条第一項の規定による汚染の状況についての調査の結果の報告の受理に関する事務 第三条第二項の規定による汚染の状況についての調査の結果の受理に関する事務 第三条第二項の規定による活染の状況についての調査の結果の受理に関する事務 第三条第二項の規定による機能に関する事務 第三条第二項の規定による活染の状況についての調査の結果の受理に関する事務 第二条第二項の規定による活染の状況についての調査の結果の受理に関する事務 第二条第二項の規定による活染の状況についての調査の結果の受理に関する事務 第二条第二項の規定による活染の状況についての調査の結果の受理に関する事務 第二条第二項の規定による汚染の状況についての調査の結果の受理に関する事務 第二条第二項の規定による汚染の状況についての調査の結果の受理に関する事務 第二条第二項の規定による汚染の状況についての調査の結果の受理に関する事務 第二条第二項の規定による汚染の状況についての調査の結果の受理に関する事務 第二条第二項の規定による汚染の状況についての調査の結果の受理に関する事務 第二条第二項の規定による汚染の状況についての調査の結果の受理に関する事務 第六条第二項の規定による汚染の状況についての調査の結果の受理に関する事務 第六条第二項の規定による汚染の状況についての調査の結果の受理に関する事務 第六条第二項の規定による汚染のよびと関する事務 第七条第二項の規定による汚染除去等計画の作成および提出の指示に関する事務 第七条第二項の規定による汚染除去等計画の作成および提出の指示に関する事務	4 法第十条の規定による地位の承継の届出の受理に関する事務 4 法第十条の規定による公害防止統括者等の解任命令に関する事務 5 法第十条の規定による公害防止統括者等の解任命令に関する事務 2 法第三条第二項の規定による強告の徴収および立入検査に関する事務 2 法第三条第二項の規定による協力の要求および意見の陳述(前各号に係るの項中「治」という。)に関する事務 3 法第三条第二項の規定による規制基準の設定に関する事務 5 法第四条第二項の規定による協力の要求および意見の陳述(前各号に係るの項中「省令」という。)第十二条ただし書の規定による道路交通振動の限度の設定に関する事務 6 法第二十条の規定による協力の要求および意見の陳述(前各号に係るの項中「省令」という。)第十二条ただし書の規定による道路交通振動の限度の設定に関する事務 7 振動規制法施行規則(昭和五十一年総理府令第五十八号。以下この項中「省令」という。)第十二条ただし書の規定による道路交通振動の限度の設定に関する事務 9 省令別表第一付表第一号の規定による地域の指定に関する事務 6 法第十六条第二項の規定による地域の指定に関する事務 7 振動規制法施行規則(昭和五十一年総理府令第五十八号。以下この項中「省令」という。)第十二条ただし書の規定による道路交通振動の限度の設定に関する事務 8 省令別表第一付表第一号の規定による地域の指定に関する事務 9 省令別表第二項の規定による地域の指定に関する事務 1 法第十六条第二項の規定による地域の指定に関する事務 1 法第十六条第二項の規定による地域の指定に関する事務 5 法第十六条第二項の規定による地域の指定に関する事務 5 社会の規定を保全する必要があると認める地域の指定に関する事務 5 社会の別表第二項の規定による機定の指定に関する事務 5 社会の別表第二項の規定による地域の指定に関する事務 5 社会の別表第二項の規定による地域の指定に関する事務 6 法第十六条第二項の規定による地域の指定に関する事務 7 振動規制法に関する事務 7 振動規制法に関する事務 7 振動規制法に関する事務 8 省令別表第二項の規定による地域の指定に関する事務 9 省令別表第二項の規定による地域の指定に関する事務 7 振動規制法に関する事務 7 振動規制法に関する事務 8 省令別表第二項の規定による地域の指定に関する事務 9 省令別表第二項の規定による規定による規定に関する事務 1 法第十六条第二項の規定による規定による機定に関する事務 5 法第十六条第二項の規定による協立の指定に関する事務 6 法第十六条第二項の規定による協立の規定による規定に関する事務 7 振動規制法に関する事務 7 振動規制法に関する事務 7 振動規制法に関する事務 8 省令別表第二項の規定による規定による規定に関する事務 7 振動規制法に関する事務 8 省令別表第二項の規定による協力の規定に関する事務 8 省令別表第二項の規定による協力の規定に関する事務 9 省合別表第二項の規定による協力の規定に関する事務 1 法第一項の規定によると関する事務 9 省令別表第一項の規定によると関する事務 1 法第一規制法権対別表別表別表別表別表別表別表別表別表別表別表別表別表別表別表別表別表別表別表
篇 江 市	町および若狭町、おおい町および若狭町、高浜町、高浜町、おおいがおり、越前町、おおいができる。

45

44 43 42

41

事務

法第七条第五項の規定による期間の短縮および短縮後の期間の通知に関する事務 法第七条第四項の規定による汚染除去等計画の変更の命令に関する事務 法第七条第三項の規定による変更後の汚染除去等計画の受理に関する事務

法第七条第八項の規定による実施措置の命令に関する事務

25 24 23 22 21 20 19

法第七条第十項の規定による汚染の除去等の措置の実施および公告に関する事務 法第七条第九項の規定による実施措置の報告の受理に関する事務

る事務 法第十一条第一項の規定による土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定に関す

28 27 26

法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定による公示に関する事務

一項の規定による形質変更時要届出区域の指定の解除に関する事務

一条第一項から第三項までの規定による形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出の受理に関

法第十一条第一

法第十二

する事務 法第十二条第一項第一号の規定による土地の形質の変更の施行および管理に関する方針の確認に関する事務

法第十四条第一項および第二項の規定による土地の区域についての指定の申請の受理に関する事務 法第十二条第五項の規定による土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更の命令に関する事務

法第十四条第三項の規定による土地の区域についての指定に関する事務

法第十四条第四項の規定による報告または資料の徴収および立入検査 (前

二号に係るものに限る。)に関する事務

法第十五条第三項の規定による台帳の閲覧に関する事務 法第十五条第一項の規定による台帳の調製および保管に関する事務

法第十六条第一項から第三項までの規定による汚染土壌の搬出に係る届出の受理に関する事務

法第十六条第一項の規定による土壌の汚染状態が基準に適合することの認定に関する事務

法第十六条第四項または第十九条の規定による措置命令に関する事務

法第二十条第六項および第九項の規定による汚染土壌の運搬または処理状況の把握の結果に係る届出の受理に関する

法第五十四条第一項および第三項の規定による報告の徴収および立入検査 (前各号に係るものに限る。

法第六十一条第一項の規定による汚染の状況およびその汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報

法第五十六条第二項の規定による協力の要求および意見の陳述

(前各号に係るものに限る。) に関する事務

に関する事

法第五十五条の規定による協議に関する事務

の収集、整理、保存および提供に関する事務

する事務 土壤汚染対策法施行規則 法第六十一条第二項の規定による公共施設等を設置しようとする土地が基準に該当するか否かを把握させることに関

の規定による報告の期限の延長に関する事務

省令第三条第三項の規定による特定有害物質の種類の通知に関する事務

47

(平成十四年環境省令第二十九号。 以下この項中 「省令」という。

第一条第一項ただし書

9

九 9 6 3 基づく、次に掲げる事務 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 5 規定による指定猟法許可証 る。)に関する事務 おいて「指定猟法許可証」という。)の交付(第一号に係るものに限る。)に関する事務 する鳥獣の捕獲等に係るものに限る。)に関する事務 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 令」という。)第七条第十一項の規定による許可証に係る住所等の変更の届出の受理に関する事務 法第十五条第十一項において準用する法第九条第四項の規定による許可の有効期間の決定(前号に係るものに限る。 法第十五条第十一項において読み替えて準用する法第十条第二項の規定による許可の取消し に関する事務 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下この項中「省令」という。)第十五条第六項 法第十五条第十項の規定による措置命令に関する事務 法第十五条第九項の規定による返納に係る指定猟法許可証 法第十五条第七項の規定による指定猟法許可証(前号に係るものに限る。)の再交付に関する事務 法第十五条第六項の規定による条件の付加(第一号に係るものに限る。)に関する事務 法第十五条第四項の規定による指定猟法禁止区域内における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可 法第十五条第十一項において読み替えて準用する法第九条第七項の規定による同項の指定猟法許可証 省令第七条第十四項の規定による従事者証の亡失の届出の受理に関する事務 省令第七条第十三項の規定による許可証の亡失の届出の受理に関する事務 省令第七条第十二項の規定による従事者証に係る住所または氏名の変更の届出の受理に関する事務 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号。以下この項中 法第九条第十一項の規定による返納に係る許可証および従事者証の受理に関する事務 省令第二十条第六項の規定による登録票の亡失の届出の受理に関する事務 省令第二十条第五項の規定による登録票に係る住所等の変更の届出の受理に関する事務 法第七十五条第三項の規定による立入検査(第一号または第十号に係るものに限る。)に関する事務 法第七十五条第一項の規定による報告の徴収(第一号に係るものに限る。)に関する事務 法第二十二条第二項の規定による登録の取消しに関する事務 法第二十一条第一項の規定による返納に係る登録票の受理に関する事務 法第二十条第三項の規定による登録鳥獣の譲受けまたは引受けの届出の受理に関する事務 法第十九条第六項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録票の再交付に関する事務 法第十九条第五項の規定による登録の有効期間の更新に関する事務 法第十九条第三項の規定による同項の登録票(以下この項において「登録票」という。)の交付に関する事務 法第十九条第一項の規定による飼養の登録に関する事務 法第十条第二項の規定による許可の取消し(第一号に係るものに限る。)に関する事務 法第九条第十三項の規定による報告の受理(第一号に係るものに限る。)に関する事務 法第九条第九項の規定による許可証および従事者証の再交付に関する事務 (第四号または第五号に係るものに限る。)に係る住所または氏名の変更の届出の受理に関 (以下この項中「法」という。) および法の施行のための規則に (第四号または前号に係るものに限る。) の受理に関する (第一号に係るものに限 (前項第一号に規定 (以下この 頃に 勝 山市

	4 条例第二十五条、第二十八条第一項、第三十九条、第四十条第二項および第四十三条第一項の規定による勧告に関す3 条例第十七条第二項(条例第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による期間の短縮に関する事務四十三条第二項の規定による命令に関する事務
	条例第十六による届出
	- 条、第三十二条第一項および第三項、第三十四条第二項ならびに第三十五条
	(条例第三十一条第二項において準用する場合を含む。)、
	条例第十三条から第十五条まで、第十八条、第十九条第三項(条例第三十一条第一項および第三十一条列第一条の第一条の第一条の第一条の第一条第一項および第一条の第一条の第一条の第一条の第一条の第一条の第一条の第一条の第一条の第一条の
畐 丰 村	十二 畐中県公害方上条列(以下二の頁中「条列」という。) および条列の布庁のための規則に基づく、欠こ場げる事务 7 前名号に掲げるもののほか 一条例の旅行に係る事務のでも規則に基づく事務であって男に規則で定めるもの
	- 近小寺に最近のの)のほか、別の直げに深い事務ののの見りによび、事務でので見て見る体質は関する事務
	条列第五十一条第条の第五十条の規
	条例第11十十
	条例第二十六条第二項において準用する
	十八条第一項の規定による勧告に関する事務
	第三十一条第二項において準用する第二十一条の規定による届出の受理に関する事務
	1 条例第二十二条から第二十四条まで、第二十七条ならびに第三十一条第一項において準用する第十九条第三項および
°)	元定施設に関す
各市町(福井市を除く	十一 福井県公害防止条例(平成八年福井県条例第四号。以下この項中「条例」という。)および条例の施行のための規則
	10 省令第二十四条第六項の規定による販売許可証の亡失の届出の受理に関する事務
	の規定による販売許可証に係る住所または氏名の変更の届出の受理に関する事務
	9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下この項中「省令」という。)第二十四条第五項
	\mathcal{O}
	7 法第二十四条第九項の規定による措置命令に関する事務
	の規定による返納に係る販売許可証の受理
	5 法第二十四条第六項の規定による販売許可証の再交付に関する事務
	事務
	の販
	規定による条件の付
	の有効期間の決定に関す
	規定による販売禁止鳥獣等の販売の許可
市および越前市	基づく、次に掲げる事務
福井市、小浜市、鯖江	十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下この項中「法」という。)および法の施行のための規則に
	工的表表的含义者复数经营工业(多见专家才的参与专员有名词的形式)
	す
_)

4 第三条 うとするものは、同表の下欄に掲げる指定試験機関等が当該試験または事務を 掲げる試験を受けようとするものまたは同欄に掲げる事務に係る申請等をしよ に当該手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料は、 行う場合は、当該試験または事務の区分に応じ、それぞれ当該指定試験機関等 (福井県手数料徴収条例の一部改正) 几 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。 福井県手数料徴収条例(平成十二年福井県条例第二号)の一部を次のように改正する。 \equiv 「該指定試験機関等の収入とする。 (指定試験機関等への納付) 設備士試験 取扱者試験 6 5 3 2 いう。)および条例の施行のための規則に基づく、次に掲げる事務 7 別表第二号の 別表第二号の表二十六の項の丙 別表第二号の 前条第一項の規定により手数料を納付すべき者のうち、次の表の上欄に る事務 建築物に係るものを除く。)に関する事務 十一条第二項ならびに第二十二条の規定による届出の受理に関する事務 略 前各号に掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの条例第五十一条第一項の規定による立入検査に関する事務 条例第五十条の規定による報告の徴収に関する事務 条例第二十八条第一項の規定による立入検査に関する事務 条例第二十七条の規定による報告の徴収に関する事務 条例第二十六条第一項の規定によるアスベスト吹付け材使用建築物等に関する台帳の整備 条例第十四条第二項の規定による期間の短縮に関する事務 条例第十三条、第十八条第一項および第二十条第二項の規定による命令に関する事務 条例第十二条の規定による勧告に関する事務 条例第十条第一項および第三項、第十一条第一項、第十五条、第十六条第三項、 福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例(平成十七年福井県条例第六十七号。 前各号に掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの 験または事務 表十五の項の消防 表九の項の危険物 改正後 消防法 火薬類取締法 する指定試験機関 る指定試験機関 六号) 第十三条の七第二項に規定す 略 防法第十七条の十 (昭和二十三年法律第百八十 指定試験機関等 (昭和二十五年法律第 第 二項に規定 第三条 当該指定試験機関等の収入とする。 に当該手数料を納付しなければならない。この場合において、 行う場合は、当該試験または事務の区分に応じ、それぞれ当該指定試験機関等 うとするものは、同表の下欄に掲げる指定試験機関等が当該試験または事務を 掲げる試験を受けようとするものまたは同欄に掲げる事務に係る申請等をしよ 几 (指定試験機関等への納付) 取扱者試験 設備士試験 別表第四号の表二十六の項の丙 別表第四号の表十五の項の消防 別表第四号の表九の項の 第二十条第一項および第三項、 前条第一項の規定により手数料を納付すべき者のうち、 略 試験または事務 (アスベスト吹付け材使用 以下この項中「条例」 危険物 第 正 と 消防法 前 火薬類取締法 する指定試験機関 消防法第十七条の十 る指定試験機関 六号)第十三条の七第二項に規定す 略 福井市 (昭和二十三年法律第百八十 指定試験機関等 (昭和) 一十五年法律第 当該手数料は、 次の表の上欄に 第三項に規定

1	J	七	1		
表写に条川し査のた項項書の号二((((())に第一人期の対象担けの対象担合工物。(()	1	1			
株部関係	(解)	化石油ガス設備士試験化石油ガス設備士試験	売主任者試験 売主任者試験	保安責任者試験 別表第二号の表四十の項の製造	る試験は火薬類取扱保安責任者免許に係種火薬類製造保安責任者免許また
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(断)	´ ガ	販高圧ガス	高圧ガ	
(略) 金額 金額 金額 金額 金額 金額 金額 上のの交付 上ののの交付 上ののの交付 上のの交付 上ののの交付 上ののの交付 上ののの交付 上のの交付 上ののの交付 上ののの交付 上ののの交付 上のの交付 上のの交付 上ののの交付 上ののの交付 上のの交付 上ののの交付 上ののの交付 上ののの交付 上のの交付 上ののの交付 上のののの交付 上のののの交付 上のののの交付 上のののの交付 上のののの交付 上のののの交付 上のののののののの 上ののののののののののののののののののののののの		ス保安協会	ス保安協会	ス保安協会	に規定する指定試験機関百四十九号)第三十一条の三第一項
2 (略) 別表 (第二条、第三条関係) 一 総務部関係 事務の区分 (略) (略)	ノ (m)	化石油ガス	主任者試験 主任者試験	造保安責任者試験 五別表第四号の表三十九の項の	る試験は火薬類取扱保安責任者免許に係種火薬類製造保安責任者免許また
名称 金額 金額 金額 金額 金額 (略) (略) (略) (略) (略) (本額 金額 (金額 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(野)	液	販売 高圧ガス保安協会	項の製高圧ガス保安協会	に係 に規定する指定試験機関 に界 一百四十九号)第三十一条の三第一項

四千七百円	危険物取扱者保安講習手数	十 消防法第十三条の二十三の規定に基づく危険物
3 内種危険物取扱者試験 三千七百円 2 乙種危険物取扱者試験 四千六百円		牧取扨者討駿⊄実旅
1.重宜食勿奴谷代食甲種危険物取扱者試験	危険物取扱者試験手数料	対政治は第十三
	数料 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	規定に基づく危険物取扱者免状の再交付
千九百円	危険物取扱者免状再交付手	八 危険物の規制に関する政令第三十五条第一項の
; !		扱者免状の書換え
危険物の規制に関する政令第三十三条第五号に掲げる事項に係る		第
1 2以外のもの 七百円	険物取扱者免状書換え手	七 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令
	料	物
二千九百円	危険物取扱者免状交付手数	六 消防法第十三条の二第三項の規定に基づく危険
	手数料	移送取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査
五千四百円	移送取扱所仮使用承認申請	五 消防法第十一条第五項ただし書の規定に基づく
		成検査
額の四分の一に相当する額	検査手数料	所の位置、構造または設備の変更の許可に係る完
一の項の下欄に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の	移送取扱所位置等変更完成	四 消防法第十一条第五項の規定に基づく移送取扱
額の二分の一に相当する額	数料	所の設置の許可に係る完成検査
一の項の下欄に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の	移送取扱所設置完成検査手	三 消防法第十一条第五項の規定に基づく移送取扱
		請に対する審査
額の二分の一に相当する額	申請手数料	取扱所の位置、構造または設備の変更の許可の申
一の項の下欄に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の	移送取扱所位置等変更許可	二 消防法第十一条第一項後段の規定に基づく移送
額		
たは十五キロメートルに満たない端数を増すごとに二万二千円を加えた		
万七		
扱所		
トル以上十五キロメートル以下の移送取扱所 八万七千円		
ル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメー		
2 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が○・九五メガパスカ		
除く。) ニガギ門		
かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上のものを		
の配管に係る最大常用圧力が○・九五メガパスカル以上のものであって、		
て同じ。)が十五キロメートル以下の移送取扱所(危険物を移送するため		
の。以上		
上ある場合には、任意の起点から任意の		
1 危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点または終点が二以	数料	取扱所の設置の許可の申請に対する審査

は第二項に規定する火薬類の製造施設の完成検査の規定に基づく火薬類取締法第十五条第一項また二十一 火薬類取締法施行令第十六条第一項第一号	する審査とは設備の変更の許可の申請に対し、大薬庫の構造または設備の変更の許可の申請に対し、	の申請に対する審項の規定に基づく	売営業の許可の申請に対する審査 火薬類取締法第五条の規定に基づく火薬類の	のづ三	対象設備等の工事または整備に関する講習十六 消防法第十七条の十の規定に基づく工事整備 ば	防設備士試験の実施十五 消防法第十七条の八第三項の規定に基づく消 ば	基づく消防設備士免状の再交付 出	の書換え)第三十六条の五の規定に基づく消防設備士免状が第三十六条の五の規定に基づく消防設備士免状が	防設備士免状の交付 十二 消防法第十七条の七第一項の規定に基づく消 ば	中一 消防法第十四条の三第一項の規定に基づく移 送取扱所の保安に関する検査
製造施設完成検査手数料	手数料	料火薬庫設置等許可申請手数	数料火薬類販売営業許可申請手	火薬類製造許可申請手数料	消防設備士講習手数料	消防設備士試験手数料	料消防設備士免状再交付手数	料料。	消防設備士免状交付手数料	移送取扱所保安検査手数料
四万千円	八千三百円	七万三千円	2 1以外の販売営業の許可 十一万円 1 競技用紙雷管のみについての販売営業の許可 二万五千円	二十二万円	七千円	2 乙種消防設備士試験 三千八百円 1 甲種消防設備士試験	千九百円	2 消防法施行令第三十六条の四第五号に掲げる事項に係る書換え 1 2以外のもの	二千九百円	十五キロメートルに満たない端数を増すごとに一万七千円を加えた額 1 危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルまたは 2 危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルを超える移送取 扱所 投所 投所 大に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める額 大に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める額

三十 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	定に基づく火薬庫に係る保安検査または同項の規規定する特定施設に係る保安検査または同項の規の規定に基づく火薬類取締法第三十五条第一項に二十九 火薬類取締法施行令第十六条第一項第一号	任者免状の再交付 乗類製造保安責任者免状または火薬類取扱保安責用する同法第十七条第八項の規定に基づく丙種火用する同法第十七条第八項の規定に基づく丙種火	取扱保安責任者免状の交付でく丙種火薬類製造保安責任者免状または火薬類二十七、火薬類取締法第三十一条第三項の規定に基	取扱保安責任者免状に係る試験の実施づく丙種火薬類製造保安責任者免状または火薬類二十六 火薬類取締法第三十一条第三項の規定に基	づく火薬類の輸入の許可の申請に対する審査二十五 火薬類取締法第二十四条第一項の規定に基	二十四 火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査二十四 火薬類取締法第十七条第一項の規定に基づ	く火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査二十三 火薬類取締法第十七条第一項の規定に基づの規定に基づく火薬庫の完成検査 、
料高圧ガス製造許可申請手数	保安検査手数料	付手数料	手数料	料火薬類保安責任者試験手数	火薬類輸入許可申請手数料	火薬類譲受許可申請手数料	火薬類譲渡許可申請手数料火薬庫完成検査手数料
(三) 処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備で、 の理容積が百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備で、 が千万立方メートル以上の設備で、 の項において同じ。)が千万立方メートル以上の設備で、 の項および四十二の項において同じ。)が千万立方メートル以上の設備で、 それぞれ次に定める額できるガル理容積が百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備で、 処理容積が百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備で、 とれぞれ次に定める額で、 とれぞれ次に定める額で、 とれぞれ次に定める額で、 とれぞれ次に定める額の設備で、 とれぞれ次に定める額の。	四万千円	二千四百円	二千四百円	一万八千円	2 その他の場合 二万五千円 1 申請に係る火薬および爆薬の数量が二十五キログラム以下の場合	1 火工品のみの譲受けの許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ 2 1以外の譲受けの許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ 、それぞれ次に定める額 の場合 二 1 火工品のみの譲受けの許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ	1 設置または設備の変更の工事に係るもの 二万三千円 出設置または移転の工事に係るもの 四万千円

(六) (II) (四) 処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備 処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備 処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備 二万七千円

四万四千円

六万円

処理容積が百万立方メートル以上五百万立方メートル未満の設備

四十二の項において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもの

次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額 処理容積が千万立方メートル以上の設備

処理容積が五百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備

七万五千円

九万千円

備で移動することができるように設計したものをいう。三十一の項および 同号に該当する者であって移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設

(九)

処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備

処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備

五万四千円

三万千円

 $(/\cline{)}$

 (Ξ)

処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備 二万千円

 $(/ \setminus)$ (七) 処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備 万六千円

処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備 一万千円

(+)

(九)

処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備

七千四百円

(六) 処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備 十一万円

(七)

処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備 六万八千円

八万六千円

(<u>Ff.</u>) (四) 処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備 十四万円

処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備

三十一 高圧ガス保安法第十四条第一項の規定に基づく高圧ガス製造のための施設の位置、構造もしくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査	
可申請手数料を変更許	
1 高圧ガス保安法第五条第一項第一号に該当する同項の許可を受けた者(2に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1 高圧ガス保安法第五条第一項第一号に該当する同項の許可を受けた者(2に掲げる者を除く。)次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十万立方メートル以上千万立方メートル未満増加する場合 (1 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十万立方メートル以上五十五方メートル未満増加する場合 (1 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十万立方メートル以上五万立方メートル未満増加する場合 (1 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五千立方メートル以上五十五方メートル未満増加する場合 (1 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十五方メートル以上五十五方メートル未満増加する場合 (1 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十五方メートル以上五十五方メートル未満増加する場合 (1 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五千立方メートル以上五十五方メートル未満増加する場合 (1 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上五十五方メートル未満増加する場合 (1 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二五方メートル以上五十五方メートル未満増加する場合 (1 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上五十五方メートル未満増加する場合 (1 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上五十五方メートルよ満増加する場合 (1 変更後の処理容積に比して二百立方メートル以上五十五方メートルよ満増加する場合 (1 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上五十五方メートルよ満増加する場合 (1 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上五十五方メートル未満増加する場合 (1 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上五十五方メートルよ満増加する場合 (1 変更後の処理容積が変更前の処理容積に上で五方メートル以上五十五方メートル未満増加する場合 (1 変更後の処理容積が変更前の処理容積に上で五方メートル以上五十五方メートルよ満増加する場合 (1 変更後の処理容積が変更前の処理容積に上で五方メートル以上五十五方メートルよ満増加する場合 (1 変更後の処理容積が変更前の処理容積が変更が設備を設置する局を控制が変更が設備を設置する場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に除る処理を対して一方方メートル以上元方メートル表満増加する場合 (1 変更後の処理容積が変更前の処理容積が変更前の処理容積が変更前の処理容積が変更前の処理容積が変更前の処理容積が変更前の処理容積が変更前の処理容積が変更前が表場で表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	3 同条第一項第二号に該当する者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞ 1 一

(五)

変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して百トン未満増加する場

3 応じ、それぞれ次に定める額 (II) 二万五千立方メートル未満増加する場合 同項第二号に該当する同項の許可を受けた者 千立方メートル未満増加する場合 以上十万立方メートル未満増加する場合 満増加する場合 増加する場合 満増加する場合 満増加する場合 以上増加する場合 凍能力を控除した能力。以下この項において同じ。)に比して三千トン ある場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷 千立方メートル未満増加する場合 五十万立方メートル未満増加する場合 上百万立方メートル未満増加する場合 上千万立方メートル未満増加する場合 一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するもので 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して百万立方メートル以上 その他の場合 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して三百トン以上千トン未順増加する場合 六万二千円変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して千トン以上三千トン未 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千立方メートル以上五 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五千立方メートル以上 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二万五千立方メートル 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して十万立方メートル以上 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力(当該変更が設備の全部または 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五百万立方メートル以 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル未満 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千万立方メートル以上 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十万立方メートル以 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して百トン以上三百トン未 次に掲げる場合の区分に 五万五千円 六万九千円 三千二百円 八千二百円 九千二百円 一万四千円 四万四千円 五万三千円 万二千円 万八千円 三万千円 五千百円

	(/)		1					
四十一高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく高圧ガス保安法第三十一条第二項四十一高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第一号	販売主任者免状の再交付三十九条の規定に基づく三十九一高圧ガス保安法第二十九条の規定に基づく	販売主任者免状の交付三十九条の規定に基づく三十八(高圧ガス保安法第二十九条の規定に基づく)	号の規定に基づく製造保安責任者免状の再交付三十七一高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第一	保安責任者免状の交付十号)第十八条第二項第一号の規定に基づく製造三十六 高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二	基づく輸入をした高圧ガスおよびその容器の検査三十五(高圧ガス保安法第二十二条第一項の規定に	うものを除く。)	の工事の許可の申請に対する審査づく第一種貯蔵所の位置、構造または設備の変更三十三 高圧ガス保安法第十九条第一項の規定に基	る審査 づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対す 三十二 高圧ガス保安法第十六条第一項の規定に基
高圧ガス製造保安責任者試 験手数料	交付手数料。これでは一次付手数料では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	付手数料 高圧ガス販売主任者免状交	状再交付手数料高圧ガス製造保安責任者免		高圧ガス輸入検査手数料	高圧ガス製造施設等完成検査申請手数料	可申請手数料 第一種貯蔵所位置等変更許	手数料
1 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万千六百円) の理組織により受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、一万千百円) はする場合」という。)にあっては、一万千百円) は対した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一年技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一年技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一年技術を活動という。)	二千四百円	三千四百円	二千四百円	三千四百円	高圧ガスに係る検査 一万三千円3 容積三百立方メートル未満(液化ガスにあっては、質量三トン未満)の 質量三トン以上十トン未満)の高圧ガスに係る検査 二万千円 度ガスに係る検査 二万七千円 圧ガスに係る検査	三第一項の完成検査にあっては、六千百円) 三第一項の完成検査を受け、同法第三十七条の技術上の基準に適合しての適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三十七条のがある、一項のにより、一個では、 一項のには、 それぞれ当該手数料の額の四分の三に相当する額(高三十の項、三十一の項、三十二の項または三十三の項の金額の欄に規定	2 その他の場合 一万千円 1 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円

□ 処理容積が五百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備 □ 処理容積が千万立方メートル以上の設備 れ次に定める額 用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞ ののでであって移動式製造設備のみを使 ののであって移動式製造設備のみを使 ののであって移動式製造設備のみを使 のののであって移動式製造設備のみを使 ののであって移動式製造設備のみを使 のののであって移動式製造設備のみを使 のののであって移動式製造設備のみを使 のののであって移動式製造設備のみを使 のののであって移動式製造設備のみを使 のののであって移動式製造設備のみを使 のののであって移動式製造設備のみを使 のののであって移動式製造設備のみを使 のののであって移動式製造設備のみを使 ののであって移動式製造設備のみを使 ののであった。		
処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の		
四 処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備 三 処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備 三十七		
メートル以上千万立方メートル未メートル以上の設備		うものを除く。)
2に掲げる者を除く。) 欠に掲げる設備の区分に芯じ、それぞれ欠に定1 高圧ガス保安法第五条第一項第一号に該当する同項の許可を受けた者 (次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額	保安検査手数料	たは司項第一号に規定する指定保安険査機関が行基づく特定施設の保安検査(高圧ガス保安協会ま 四十二 高圧ガス保安法第三十五条第一項の規定に
理組織により受験願書を提出する場合にあっては、六千七百円) 2 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 七千二百円(電子情報処織により受験願書を提出する場合にあっては、八千五百円) 1 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 九千円(電子情報処理組	数料	基づく販売主任者試験の実施四十一 高圧ガス保安法第三十一条第二項の規定に
に任会任の験		

は高 1 温度零下五十度以下の液化ガスを充てんするための容器に係る容器検査 に	圧ガス容器再検査の手数料	四十三 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第三別和三 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第四十四の項および四十六の項において「指定容器検査機関」という。)が行うものを除く。)また検査機関」という。)が行うものを除く。)また検査機関」という。)が行うものを除く。)または同令第十八条第一項に規定する容器検査機関(以下この項、同項に規定する容器検査の関連に基づく同法は同令第十八条第二項第四十四の項および四十六の項において「指定容器内で規定する容器検査機関を受けた者が行うものを除く。)
四万七千円 (四) 処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備 (四) 処理容積が二万五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備 (四) 処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備 (四) 処理容積が五千立方メートル以上二百立方メートル未満の設備 (四) 処理容積が三百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備 (四) 心理容積が三百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備 (四) 冷凍能力が三千トン以上の設備 (四) 冷凍能力が三千トン以上三百トン未満の設備 (四) 冷凍能力が三千トン以上三百トン未満の設備 (四) 冷凍能力が三千トン以上三百トン未満の設備 (四) 冷凍能力が二十トン以上三百トン未満の設備 (四) 冷凍能力が二十トン以上三百トン未満の設備 (四) 冷凍能力が二十トン以上三百トン未満の設備 (四) 冷凍能力が二十トン以上百トン未満の設備 (四) 冷凍能力が二十トン以上百トン未満の設備 (四) 冷凍能力が二十トン以上百トン未満の設備 (四) 冷凍能力が二十トン以上百トン未満の設備 (四) 次元千円 (四) 冷凍能力が二十トン以上百トン未満の設備 (四) 次元千円 (四) 冷凍能力が三十二方立方メートル以上五十方立方メートル未満の設備 (四) 一方二千円 (四) 冷凍能力が三十トン以上三百トン未満の設備 (四) 一方二千円 (四) 冷凍能力が三十トン以上三百トン未満の設備 (四) 一方二千円 (四)		
四 処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備 一		

○ 内容積百五十リットル以上の容器 一個につき 三十一円は附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額たは圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査また1 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器ま	数料 高圧ガス附属品再検査の手高圧ガス附属品検査または	または指定容器検査機関が行うものを除く。)ま第一項に規定する附属品検査(高圧ガス保安協会号の規定に基づく高圧ガス保安法第四十九条の二四十四 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第六
内容積一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 百十		
一個につき 百七十円		
田 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器		
一個につき 二百十円		
一個につき 八百円		
三 内容積百五十リットル以上五百リットル未満の容器		
一個につき 七千百円		
口 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器		
を増すごとに三百八十円を加えた額		
一個につき 七千百円に千リットルまたは千リットルに満たない端数		
○ 内容積千リットル以上の容器		
に応じそれぞれ次に定める額		
4 その他の容器に係る容器検査または容器再検査 次に掲げる容器の区分		
四 内容積一リットル未満の容器 一個につき 百四十円		
ユリットル未満の容器 一個につき 百六十		
一個につき 二百十円		
□ 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器		
を増すごとに三円を加えた額		
一個につき		
積三十リ		
再検査		
または2に規定する容器を除く。)に係る容		
内容積一リットル未満の容器 一個につき		
ル以上五リットル未満の容器 一個につき		
一個につき 二百六十円		
三 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器		
一個につき 三百二十円		
□ 内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器		
数を増すごとに五十七円を加えた額		
一個につき 三百二十円に十リットルまたは十リットルに満たない端 -		
勺字		

		石油ガス販売事業の登録の申請に対する審査
	申請手数料	化に関する法律第三条第一項の規定に基づく液化
三万千円	液化石油ガス販売事業登録	五十三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正
		業場の移転の許可の申請に対する審査
	申請手数料	法第十二条第一項の規定に基づく猟銃等の販売事
六万千円	猟銃等販売事業場移転許可	五十二 武器等製造法第二十条において準用する同
		場の移転の許可の申請に対する審査
	請手数料	法第十二条第一項の規定に基づく猟銃等の製造工
七万八千円	猟銃等製造工場移転許可申	五十一 武器等製造法第二十条において準用する同
		の変更の許可の申請に対する審査
	請手数料	第八条第一項の規定に基づく猟銃等の販売の種類
二万五千円	猟銃等販売種類変更許可申	五十 武器等製造法第二十条において準用する同法
		類の変更の許可の申請に対する審査
	請手数料	法第八条第一項の規定に基づく猟銃等の製造の種
三万六千円	猟銃等製造種類変更許可申	四十九 武器等製造法第二十条において準用する同
	数料	対する審
七万三千円	猟銃等販売事業許可申請手	四十八 武器等製造法第十九条第一項の規定に基づ
		造の事業の許可の申請に対する審査
	数料	五号)第十七条第一項の規定に基づく猟銃等の製
八万五千円	猟銃等製造事業許可申請手	四十七 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十
		または指定容器検査機関が行うものを除く。)
		たは圧力の変更に係る刻印等(高圧ガス保安協会
		項に規定する容器に充てんする高圧ガスの種類ま
	の変更の刻印等手数料	規定に基づく高圧ガス保安法
容器一個につき 千四百円	高圧ガスの種類または圧力	四十六 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第三
		申請に対する審査
	所登録更新申請の手数料	に規定する容器検査所の登録または登録の更新の
	または高圧ガス容器検	号の規定に基づく高圧ガス保安法第五十条第三項
一万六千円	高圧ガス容器検査所登録申	四十五 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第八
三 内容積五百リットル未満の容器 一個につき 二十一円		
一個につき 五百四十円		
内容積五百リットル以上千リットル未満の容器		
─ 内容積千リットル以上の容器 一個につき 千百円		り
掲		圧 ガ
他の容器に装置される附属品に係る附属品検査または附属名利証言「『『『』)ラネの名字		四十九条の四第一項に規定する附属品目で第一月の第二耳の東京に対
一) 内容漬百五十リットル未満の容器 一個こつき 二十四円		たは司令第十八条第二項第七号の規定こ基づく司

	0 / 1 1 0 1 (/ 1 /			701 7				
または特定供給設備の完成検査(高圧ガス保安協づく同法第三十六条第一項の許可に係る貯蔵施設化に関する法律第三十七条の三第一項の規定に基六十二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正	置の変更の許可の申請に対する審査では特定供給設備の位置、構造、設備もしくは装たは特定供給設備の位置、構造もしくは設備の変更または関する法律第三十七条の二第一項の規定に基六十一液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正	対する審査 蔵施設または特定供給設備の設置の許可の申請にに関する法律第三十六条第一項の規定に基づく貯へ出がる。	五十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正五十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正	加の認可の申請に対する審査保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増化に関する法律第三十三条第一項の規定に基づく工十八液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正	保安機関の認定の更新の申請に対する審査化に関する法律第三十二条第一項の規定に基づく五十七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正	保安機関の認定の申請に対する審査化に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく五十六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正	化 石 関 油 す 液	液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付化に関する法律第三条の二第三項の規定に基づく五十四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正
備の完成検査手数料	数料数料要更許可申請手	数料 数料置許可申請手	定申請手数料	可申請手数料	料保安機関認定更新申請手数	保安機関認定申請手数料	緑簿閲覧手数料	録簿謄本交付手数料液化石油ガス販売事業者登
に係る施設(以下この項において「完成検査合格施設」という。)であ第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガス項または第三項の規定に基づき完成検査を受け、または自ら行い、同法三万千円に貯蔵施設または特定供給設備(高圧ガス保安法第二十条第一	額の方五千円に変更に係る貯蔵施設または特定供給設備の数を乗じて得た	二万千円に貯蔵施設または特定供給設備の数を乗じて得た額	以上の場合 九万八千円 3 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万戸 上一万戸未満の場合 八万円 上一万戸未満の場合 九万五千円 北一万戸未満の場合 九万五千円 五万五千円 1 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が千戸未 1 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が千戸未	二万円と六千九百円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額	一万四千円と六千九百円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額	との合計額 三万四千円と六千九百円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額	一回につき 四百六十円	一通につき 六百三十円

三千三百円	では、 できます できます できます できます できます できます できます できます	づく液化石油ガス設備士免状の交付化に関する法律第三十八条の四第一項の規定に基六十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正
二万七千円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た額	充てん設備保安検査手数料	を除く。) おび同項に規定する指定保安検査機関が行うものよび同項に規定する指定保安検査(高圧ガス保安協会おがく充てん設備の保安検査(高圧ガス保安協会おとに関する法律第三十七条の六第一項の規定に基
二万七千円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額	在手数料	完成検査 完成検査 完成検査 完成検査 一項の許可に係る充てん設備の第三十七条の四第三項において準用する同法第三十七条の三第一項の規定に基づく用する同法第三十七条の四第四項において準に関する法律第三十七条の四第四項において準に関する法律第三十七条の四第四項において準
三万六千円に充てん設備の数を乗じて得た額	数料数間完成検査手	備の完成検査 同法第三十七条の四第一項の許可に係る充てん設同法第三十七条の四第一項の規定に基づく用する同法第三十七条の三第一項の規定に基づく用する活業第三十七条の四第四項において準
一万七千円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額	数料数料変更許可申請手	更の許可の申請に対する審査 で、設備の所在地、構造、設備または装置の変 がで、設備の所在地、構造、設備または装置の変 が、設備または装置の変 が、設備または装置の変 が、関する法律第三十七条の四第三項において準 が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象
二万八千円に充てん設備の数を乗じて得た額	充てん設備許可申請手数料	可の申請に対する審査でく充てん設備による液化石油ガスの充てんの許べに関する法律第三十七条の四第一項の規定に基六十四液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正
るりである変更に係る貯蔵施設または特定供給設備の数を乗じて得た設であるものを除く。)の数を乗じて得た額と五千八百円に完成検査合設であるものを除く。)の数を乗じて得た額と五千八百円に完成検査合格施設をあるものを除く。)の数を乗じた額と五千八百円に完成検査合格施額との合計額	備の変更完成検査手数料 貯蔵施設または特定供給設	行うものを除く。六十七の項において同じ。) ものを除く。六十六の項において同じ。) ものを除く。六十六の項において同じ。) 会および同項に規定する指定完成検査機関が行う会協会および同項に規定する指定完成検査機関が行う会および同項に規定する指定完成検査機関が行う

	合併または分割認可申請手一般廃棄物処理施設設置者	第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の六
六万八千円	等許可申請手数料一般廃棄物処理施設譲受け	け等の許可の申請に対する審査 第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受
二万円	手数料野型者認定更新申請一般廃棄物処理施設の熱回	査 整乗物の処理及び清掃に関する法律第九条の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二
三万三千円	料収施設設置者認定申請手数収施設設置者認定申請手数	熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査の四第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二
2 その他の一般廃棄物処理施設の許可に係る事項の変更の許可 十万円処理施設の許可に係る事項の変更の許可 十二万円 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に規定する一般廃棄物	可申請手数料	可の申請に対する審査 項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第一
三万三千円	查手数料 一般廃棄物処理施設定期検	検査 の二第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の二
2 その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可 十一万円処理施設の設置の許可 十三万円処理施設の設置の許可 十三万円 処理施設の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に規定する一般廃棄物	可申請手数料	する審査 での では できます できます できます できます できます できます できます できます
金額	名称	事務の区分
と読み替えるものとする。	「許可」を	エネルギー環境部関係表第四号の表を次のように改めてる申請をしようとする者が国で
三十の項から三十三の項までおよび四十七の項から五十二の項までの上欄に掲げる事務に係	の項まで、	備考 十七の項から二十の項まで、二十三の項から二十五
千七百円) (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、二万二(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、二万三千二百円	数料をおけるとは、おおります。	づく液化石油ガス設備士試験の実施化に関する法律第三十八条の五第二項の規定に基七十二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正
十二百円	換え手数料	え て
二千三百円	交付手数料液化石油ガス設備士免状再	の規定に基づく液化石油ガス設備士免状の再交付に関する法律第三十八条の四第一項および第五項七十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化

分業の許可の申請に対する審査の四第六項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処許可申請手数料の四第六項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業件、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条。特別管理産業廃棄物処分業	搬幣別	集運搬業の許可の申請に対する審査 搬業許可申請手数料の四第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収 搬業許可申請手数料十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条 特別管理産業廃棄物収集運	業の範囲の変更の許可の申請に対する審査の二第一項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事に計画を実施のののでは、の二第一項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事に対する法律第十四条に対している。というでは、対している	の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査の二第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業が可申請手数料・四の一の一段重要を受ける法律第十四を乗物の処理及び清掃に関する法律第十四条の主義を表表を表表を表表を	更新の申請に対する審査 申請手数料 第七項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の 申請手数料 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条 産業廃棄物処分業許可更新	申請に対する審査 手数料 手数料 一番 一番 一番 一番 一番 一番 一番 一	可の更新の申請に対する審査 更新申請手数料 第二項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許 更新申請手数料 上一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条 産業廃棄物収集運搬業許可	の申請に対する審査 申請手数料 中頭の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可 申請手数料 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第 産業廃棄物収集運搬業許可	更の認定の申請に対する審査 講手数料 業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変 請手数料 七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産 廃棄物処理特例変更認定申 上第七項の規定に基づく二以上の事業者による産 廃棄物処理特例変更認定申 ニ以上の事業者による産業	審査 と	する審査
十万円	七万四千円	八万千円	九万二千円	七万千円	九万四千円	十万円	七万三千円	八万千円	十三万四千円	十四万七千円	

四万円	廃棄物再生事業者登録申請	二十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十
六万八千円	数料をは分割認可申請手を業廃棄物処理施設設置者	法人の合併または分割の認可の申請に対する審査規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である条の四において準用する同法第九条の六第一項の二十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五
六万八千円	等許可申請手数料産業廃棄物処理施設譲受け	す産ての
二万円	手数料手数料の理施設の熱回	する審査 に対して、のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
三万三千円	料を設置者認定申請手数収施設設置者認定申請手数	査 施設の熱回収施設設置者の認定の申請に対する審 施設の熱回収施設設置者の認定の申請に対する審 条の三の三第一項の規定に基づく産業廃棄物処理 二十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五
十一万円2 その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可 十三万円 鬼棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄	可申請手数料配設変更許	に対する審査 に対する審査 に対する審査 に対する審査 に対する審査 の共可に係る事項の変更の許可の申請 条の二の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理 こ十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五
三万三千円	查手数料	施設の検査条の二の二第一項の規定に基づく産業廃棄物処理条の二の二第一項の規定に基づく産業廃棄物処理
2 その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可 十二万円物処理施設の設置の許可 十四万円 物処理施設の設置の許可 十四万円 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄	可申請手数料	置の許可の申請に対する審査条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設二十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五
九万五千円	変更許可申請手数料	審査 処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する 条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物 二十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四
七万二千円	搬業変更許可申請手数料	る審査 集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対すの五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収
九万五千円	許可更新申請手数料	業の許可の更新の四第七項の規定に廃棄物の処理及

五千円		手数料	五十三条第一項の規定に基づくフロン類回収業者 四十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律第
三千五百円		料的取業者登録更新申請手数	の申請に対する審査 二条第二項の規定に基づく引取業者の登録の更使用済自動車の再資源化等に関する法律第四
四千円		引取業者登録申請手数料	取業者の登録の申請に対する審査第八十七号)第四十二条第一項の動車の再資源化等に関する法律(
二万四千八百円		手数料	審査 「本でのでは、おは、おは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、まで
十二万円		清手数料 清手数料 海型業相続承認申	対する審査 定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認の申請に 三十七 土壌汚染対策法第二十七条の四第一項の規
十二万円		は分割承認申請手数料	たは分割の承認の申請に対する審査定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併ま三十六 土壌汚染対策法第二十七条の三第一項の規
十二万円		譲受承認申請手数料	認の申請に対する審査定に基づく汚染土壌処理業の譲渡および譲受の承三十五 土壌汚染対策法第二十七条の二第一項の規
二十二万二千円		清手数料 請手数料 要要更許可申	許可の申請に対する審査 基づく汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の 三十四 土壌汚染対策法第二十三条第一項の規定に
二十二万四千円		清手数料 清手数料 清手数料	る審査とおり、日本の主には、日本の主に、日本に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本に、日本の主に、日本
二十四万円		数料 汚染土壤処理業許可申請手	く汚染土壌処理業の許可の申請に土壌汚染対策法第二十二条第一
三万九百円		料置在機関指定申請手数	指定の申請に対する審査号)第三条第一項の規定に基づく指定調査機関の三十一 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三
場合 四千円 五千円	2 1 更新規 の	者登録申請手数料	収業者の登録の申請に対する審査 七条第一項の規定に基づく第一種フロン類充填回 七条第一項の規定に基づく第一種フロン類充填回 三十 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に 登録の申請に対する審査
		手数料	条の二第一項の規定に基づく廃棄物再生事業者の

千円	狩猟者記章再交付手数料	新己室の手をけ 関する法律第六十一条第五項の規定に基づく狩猟 五十三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に
千百円	狩猟者登録証再交付手数料	者登録証の再交付 関する法律第六十一条第五項の規定に基づく狩猟関する法律第六十一条第五項の規定に基づく狩猟の適正化に
千八百円	狩猟者登録申請手数料	者の登録関する法律第五十五条第一項の規定に基づく狩猟関する法律第五十五条第一項の規定に基づく狩猟の適正化に
二千九百円	狩猟免許更新申請手数料	許の更新の申請に対する審査 する法律第五十一条第一項の規定に基づく狩猟免五十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関
千円	狩猟免状再交付手数料	項の規定に基づく並びに狩猟の適正
2 その他の者の狩猟免許 五千二百円掲げる者の狩猟免許 三千九百円 温獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十九条各号に	狩猟免許申請手数料	一条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十四十八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に
六万七千円	破砕業変更許可申請手数料	の変更の許可の申請に対する審査七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲四十七 使用済自動車の再資源化等に関する法律第
七万七千円	破砕業許可更新申請手数料	新の申請に対する審査 六十七条第二項の規定に基づく破砕業の許可の更四十六 使用済自動車の再資源化等に関する法律第
八万四千円	破砕業許可申請手数料	清に対する審査 バ十七条第一項の規定に基づく破砕業の許可の申の十五 使用済自動車の再資源化等に関する法律第
七万円	解体業許可更新申請手数料	の申請に対する審査 一の中請に対する審査 の中請に対する審査 の中間に対する法律第 の中間に対する法律第
七万八千円	解体業許可申請手数料	に対する審査 二年の規定に基づく解体業の許可の申請の十三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第
四千円	申請手数料フロン類回収業者登録更新	の登録の更新の申請に対する審査 五十三条第二項の規定に基づくフロン類回収業者 四十二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第の登録の申請に対する審査

(昭和三十八

不動産鑑定業者登録申請手

数料

請手数料

不動産鑑定業者更新登録申

万二千四百円

万五千六百円

5 第七条 (福井県国民保護協議会条例の 別表第八号の表に次のように加える。 :井県議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。 百二 百 (庶務) 三項の規定に基づく不動産鑑定業者の更新の登録 の申請に対する審査 基づく不動産鑑定業者の登録の申請に対する審査 年法律第百五十二号)第二十二条第一項の規定に 協議会の庶務は、 不動産の鑑定評価に関する法律第二十二条第 不動産の鑑定評価に関する法律 一部改正)

福井県国民保護協議会条例(平成十六年福井県条例第五十二号) 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

防災安全部において行う。 改正後 第七条 (庶務) 協議会の庶務は、 安全環境部において行う。 改正 前

の一部を次のように改正する。

福井県条例第二十九号 福井県議会委員会条例(昭和四十八年福井県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。 令和五年五月十五日 (常任委員会の名称、 福井県議会委員会条例の一部を改正する条例 福井県知事 杉本

および監査委員の所管に属する事項ならびに他委員会の所属に属しない事項 総務部、未来創造部、会計局、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、 委員定数および所管) 次のとおりとする。 第二条 (常任委員会の名称、 および監査委員の所管に属する事項ならびに他委員会の所属に属しない事項 厚生委員会 総務教育委員会 十人 総務部、地域戦略部、会計局、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、 九人 委員定数および所管 改正前 次のとおりとする

第一

条

総務教育委員会 十人

安全環境部および健康福祉部の所管に属する事項

兀 (略)

則

三 • 四

(略)

エネルギー環境部および健康福祉部の所管に属する事項

厚生委員会 防災安全部

(施行期日)

この条例は、 令和五年五月二十二日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の福井県議会委員会条例 (以下「旧条例」という。) の規定による常任委員会の委員、委員長または副委員長である者は、この条

となる常任委員会に付議されたものとみなす。 この条例の施行の際現に旧条例の規定による常任委員会において審査中の事件は、この条例の施行の日に、それぞれ新条例の規定により当該事件を所管すること

3 互選されたものとみなす。例の施行の日に、それぞれ改正後の福井県議会委員会条例

(以下「新条例」という。) の規定による常任委員会の委員、委員長または副委員長に選任され、または

令和五年五月十五日発 行 発行人 〒九一○-八五八○ 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福 井 県